

**平成27年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策**

平成 27 年 2 月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
I 府民の参加・行動	3
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	8
II-2 資源循環型社会の構築	15
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	20
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～ 良好な大気環境を確保するために ～	26
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2） ～ 良好な水環境を確保するために ～	32
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（3） ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	38
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	42
IV その他（横断的施策・事業）	48

はじめに

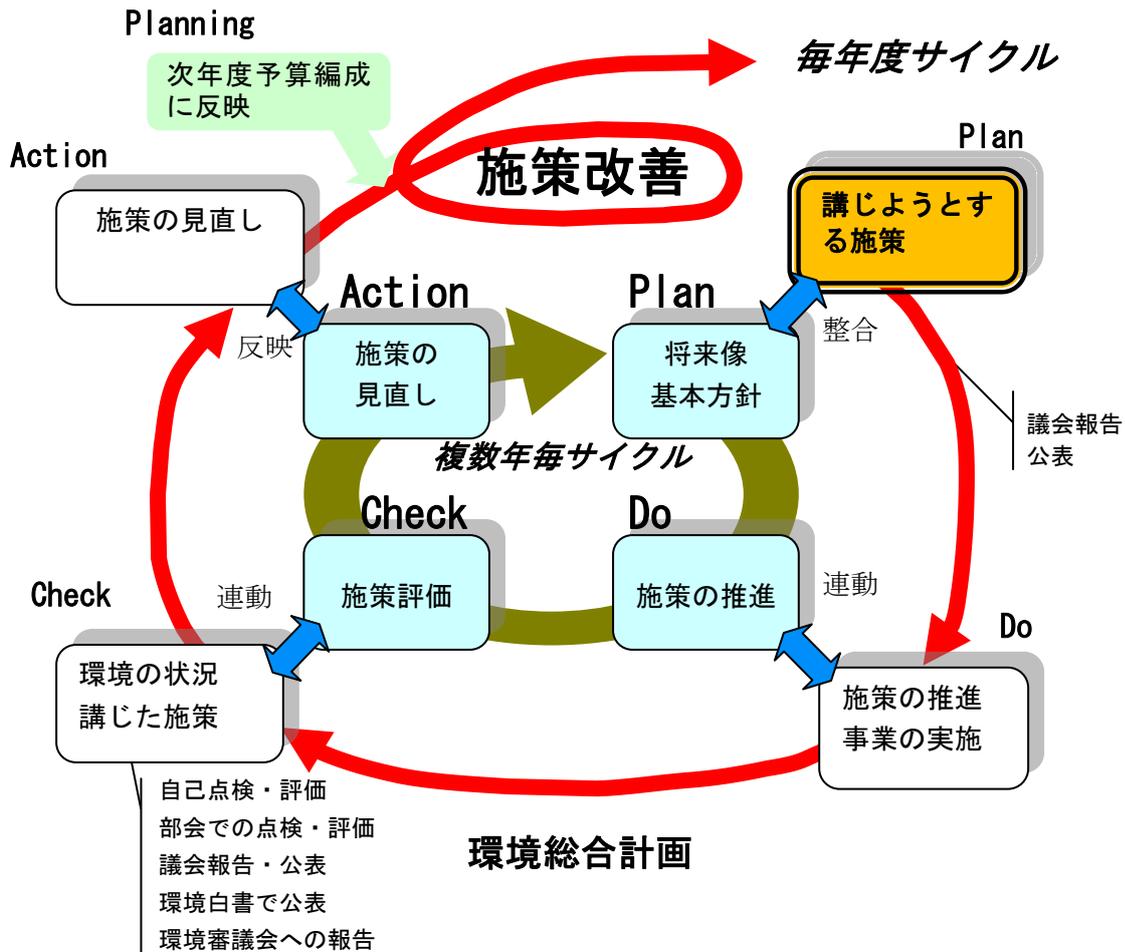
大阪府では、豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」を基本とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、2011(平成23)年3月には「大阪21世紀の新環境総合計画 ～府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市～」(以下「環境総合計画」という。)を策定しました。

環境総合計画では、環境と成長の両立や地域主権・広域連携といった視点に配慮しながら、「府民の参加・行動」のもと、「低炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」を構築し、「魅力と活力ある快適な地域づくり」を推進することとしています。



計画に定める各分野の関連についての概念図

また、環境総合計画では、毎年度のPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルにより施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年毎(3~4年)のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。



環境施策の進行管理に関する PDCA サイクルの概念図

本報告は、大阪府環境基本条例第9条第2項の規定により、豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策をとりまとめたもので、毎年度の PDCA サイクルの「Plan」に該当します。

また、本報告では、環境総合計画に掲げる 2020(平成 32)年度の目標やその目標に対する現状及び施策の方向を示すとともに、2015(平成 27)年度の主な施策・事業と取組みを記載しています。

なお、＜基礎資料＞として、豊かな環境の保全と創造に関して講じようとする施策・予算一覧を大阪府ホームページに掲載しています。

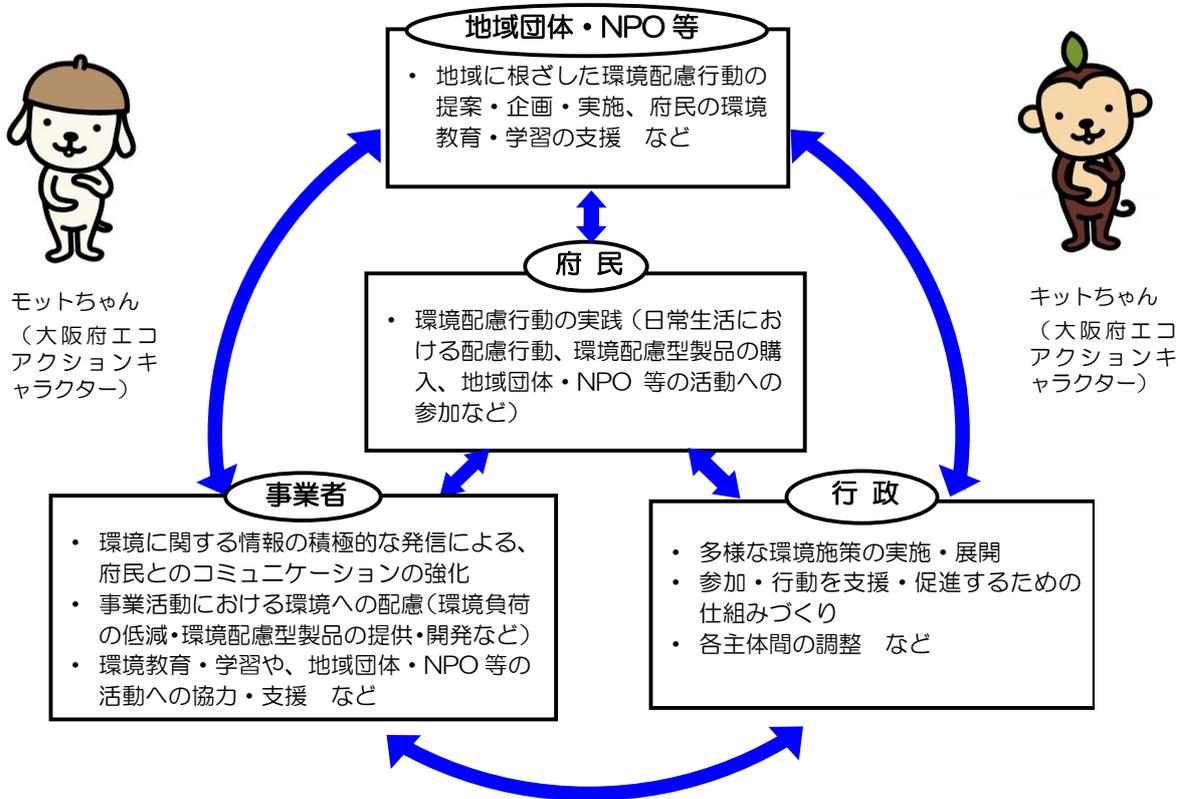
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、
私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を
保全しながら将来に引き継ぐためには、
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



● 施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

2015年度の主な施策・事業と取組指標

効果的な情報発信

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。最近の大阪の環境に関する報道提供 やパブリックコメント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図ります。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

<2015年度の取組指標>

年間アクセス件数 20万件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

■環境情報プラザ管理運営事業

[1,110 千円]

(目的)

環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じて、府民、事業者、環境NPO、行政等各主体の自主的な環境保全・環境活動をサポートすること。

(内容)

環境関連図書・ビデオ・パネル・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等を活動の場として提供するなど、環境情報プラザを府内における環境活動の拠点施設として管理運営します。さらに、大阪環境パートナーシップネットワーク「かけはし」において環境NPO・自治体等の情報発信を行うとともに、交流会・セミナー等をメンバーとの協働のもとで開催することにより、パートナーシップの構築を一層強化します。



実験室「いこらぼ」での
環境学習の様子

<2015年度の取組指標>

- ・プラザ利用者 15,000人/年
- ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■アドプト・リバー・プログラムの推進

[1,139千円]

(目的)

府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。

(内容)

河川管理者（各土木事務所等）、参加団体及び地元市町村の三者が、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容等を定めて協定を結び、協力して河川の一定区間の美化活動を継続的に行います。（2001年7月から実施し、2014年11月末時点で195団体を認定）



清掃活動の風景

〈2015年度の取組指標〉

美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。

【参考】認定団体数 6団体（2013年度）

【河川室 06-6944-9304】

環境教育・学習の推進

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

家庭、学校、職場、地域、その他のあらゆる場において、府民、民間団体、事業者等様々な主体による環境学習や環境保全活動を推進し、持続可能な社会の構築を目指すこと。

(内容)

「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組の推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと関連施策による環境学習と環境保全活動を推進します。



おおさか環境賞 表彰式

〈2015年度の取組指標〉

全庁で取り組む環境教育施策数 175施策

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

行動を支援する仕組みの充実

■「豊かな環境づくり大阪行動計画」推進事業

[3,650 千円]

(目的)

府民団体、事業者団体、行政等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進するため、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「行動計画」に位置づけられた「実践活動」等を推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例に基づき設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、府の「ローカルアジェンダ21」である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、他の模範となる環境活動を顕彰する「おおさか環境賞」、グリーン購入の実践を呼びかける「環境にやさしい買い物キャンペーン」、環境をテーマにしたパソコンの壁紙デザインを公募する「環境壁紙コレクション」、府内の工夫を凝らした環境活動を広く紹介する「発掘！おおさかエコ事典」等、府民団体、事業者団体、行政等の協働により、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施します。



豊かな環境づくり大阪府民会議総会の様子

<2015 年度の実績指標>

- ・府民会議の開催：企画委員会2回、総会2回
- ・2015 年度版「行動計画」の作成・配布

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■おおさか生物多様性パートナー協定の推進

[- 千円]

(目的)

生物多様性保全活動に取り組む企業を支援することで、企業価値の向上及び生物多様性保全の普及を図る。

(内容)

生物多様性保全活動に取り組む企業を府及び大学・試験研究機関等が連携して支援するとともに、府が当該企業の PR や推奨を行います。

これにより、企業の自主的な生物多様性保全活動を促し、企業価値の向上を図るとともに、生物多様性保全の重要性、必要性の普及を推進します。



企業敷地内で行う
生物多様性保全活動及び自然観察会

<2015 年度の実績指標>

- ・協定締結件数 2 件

【みどり推進室 06-6210-9557】

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。



企業による森づくり活動の様子

<2015 年度の実績指標>

参加事業者等の拡大を目指すとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。

【みどり推進室 06-6210-9556】

■笑働OSAKAの推進

[828 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現する。

(内容)

笑働リサイクルプロジェクト[※]など企業活動の中で得られた収入の一部を活動支援金として府に寄付を受ける仕組みを確立し、地域で活動されている様々な協働事業の情報発信などに活用する予定。

〔[※]笑働リサイクルプロジェクト：企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで企業が得た収入の一部が地域に還元される、地域支援も兼ねた新たな企業協働〕



笑働OSAKA
ロゴマーク

〈2015年度の取組指標〉

笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取り組む学生等による

「クリーンサポーター」による古紙回収に取り組む。

(2015年度の目標古紙回収量：約100t)

【事業管理室 06-6944-9268】

[]内の数字は平成27(2015)年度当初予算額

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

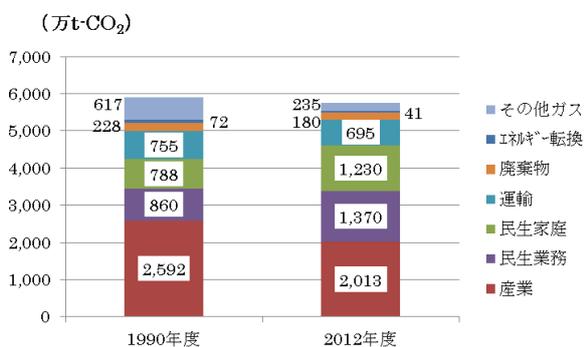
《2020年度の目標》

国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。

- ・ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。
- ・ 府域の太陽光発電の導入によるCO₂削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。

《目標に対する現状》

■府内における2012年度の温室効果ガス排出量は約58百万トンであり、1990(平成2)年度と比べ約2.5%減少となっています。

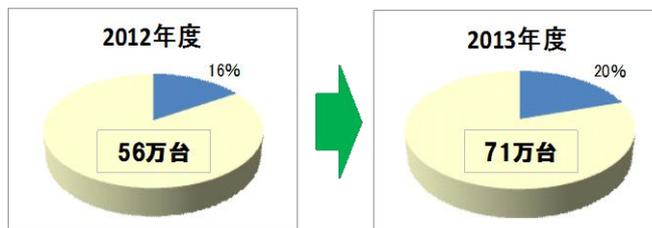


注) 排出量は、各年度の関西電力の電気の排出係数を用いて算定。

大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

■大阪府内の2013年度のエコカー(注)保有台数は約71万台(約20%)であり、2012年度と比べ約15万台(約4%)増加しました。

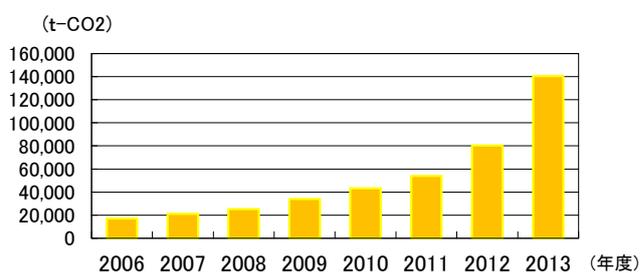
エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。



自動車保有台数: 約350万台

エコカーの普及台数

■府内の2013年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約14.0万トンです。



※ 2020年度目標: 約100万トン

太陽光発電の導入によるCO₂削減量

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進

2015年度の主な施策・事業と取組指標

産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進

■「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導

[206 千円]

(目的)

現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスや人工排熱の排出抑制等を行うこと。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰します。



「おおさかストップ温暖化賞」
表彰式

<2015年度の取組指標>

特定事業者の温室効果ガス排出量を2014年度比1%削減

【参考】条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数

約900事業者（2014年度）

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■省エネ行動の普及啓発事業

[84 千円]

(目的)

温室効果ガス排出量が増加傾向にある家庭部門の排出削減を進めるため、府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。

(内容)

省エネ型ライフスタイルへの転換を促進するため、省エネの取組みを紹介したホームページ『省エネ生活のすすめ』や節電の取組みをまとめた『節電ポータルサイト』によって積極的に情報発信するとともに、エコアクションキャラクター『モットちゃん、キットちゃん』をイベント等で活用するなど、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけます。

また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援します。



地球温暖化防止活動推進員
委嘱式の様子

<2015年度の取組指標>

- ・家庭での省エネ・省CO₂の啓発の推進
- ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■省エネ・省CO₂相談窓口の運営

[- 千円]

(目的)

省エネ診断等を通じて府内の中小事業者の省エネ・省CO₂を推進すること。

(内容)

中小事業者が安心して気軽に相談できる省エネ・省CO₂相談窓口を運営し、省エネ診断等により省エネ・省CO₂の取組みを支援します。

また、セミナーの開催やホームページによる省エネ技術の情報発信、業界団体と連携した普及・啓発により、省エネ・省CO₂の取組みの普及促進を図ります。



事業所における省エネ診断の状況

<2015年度の取組指標>

- ・省エネ診断件数 30件
- ・セミナー開催回数 2回

【エネルギー政策課 06-6210-9553、06-6210-9254】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■エコカーの普及促進

[- 千円]

(目的)

2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台(約180万台)を排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車(エコカー)にすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

(内容)

エコカーのあふれるまち大阪の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や充電インフラの整備、啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進します。



大阪南港 ATC での
エコカー展示会

<2015年度の取組指標>

- ・エコカー展示会・試乗会の開催
- ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信

【参考】充電設備：471基(府補助分95基)

エコカー展示会・試乗会：10回(2013年度)

メールマガジン配信：23回(2013年度)

【環境管理室 06-6210-9586】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

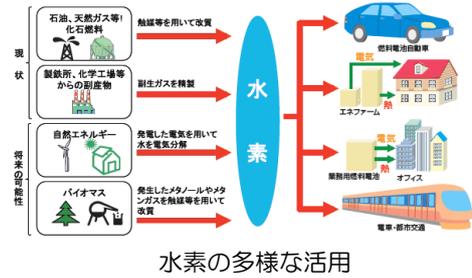
[72,784千円]

(目的)

水素の供給・活用に係る大阪発の新たなビジネスを創出し、産業振興を図るとともに、水素に関する府民理解等の向上を図ること。

(内容)

- FC バス導入等による水素需要の拡大など水素関連ビジネス創出・拡大に向けた対処方策を検討します。
- 実際の水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会を開催します。
- 都心部の府有地を活用し、水素ステーション及び情報発信拠点の整備を進めます。



水素の多様な活用



水素ステーション（イメージ）

<2015 年度 of 取組指標>

- FC バス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会の開催 10回
- 実際の水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 6回

【新エネルギー産業課 06-6210-9485】

■公共交通戦略に基づく CO₂ 排出負荷の低い公共交通への転換

[- 千円]

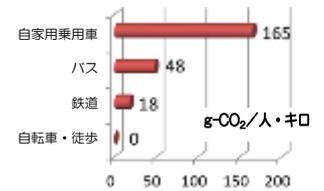
(目的)

自動車から CO₂ 排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

(内容)

2014 年 1 月策定された「公共交通戦略」の以下の 3 つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図ります。

- ①鉄道ネットワークの充実（広域拠点へのアクセス性の向上など）
- ②公共交通の利便性向上（利用者の視点にたった乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業による安全性の向上など）
- ③公共交通の利用促進（自動車交通が地球に与える影響や公共交通機関への転換について学ぶ交通環境学習、観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など）



※国土交通省データより作成（2009 年度実績）

交通手段別の CO₂ 排出量（鉄道、バス移動の 1 人当たり CO₂ 排出量は自動車の約 1/9～約 1/4）

<2015 年度 of 取組指標>

- 戦略 4 路線の推進（なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸）
- 連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業の推進
- 交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施 等

【交通道路室 06-6944-6779】

■建築物の環境配慮制度の推進

[1,811 千円]

(目的)

現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、建築主による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定建築主（延べ面積 2,000 m²以上の特定建築物を新築等しようとする者）に対し、CO₂削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出を義務付けています。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標章（大阪府建築物環境性能表示）の表示の義務付けを行っています。

あわせて他の模範となる特に優れた取組みを行った建築物を、「サステナブル建築賞」として表彰しています。

また、上記条例の改正を行い、以下の内容を追加しました。（平成27年4月1日より施行）

- ・特定建築物を新築・増改築する場合に再生可能エネルギー利用設備の導入検討を義務化
- ・10,000 m²以上の建築物（非住宅）を新築・増改築する場合に、省エネ基準（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項の判断の基準）への適合を義務化

これらの制度を推進し、建築物の環境配慮に関する取組みを促進します。

<2015 年度の取組指標>

- ・CO₂削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000 m²以上の建築物（非住宅）における省エネ基準の適合率



大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室 06-6210-9725】

■ESCO 事業の推進

[1,461 千円]

(目的)

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができる ESCO 事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

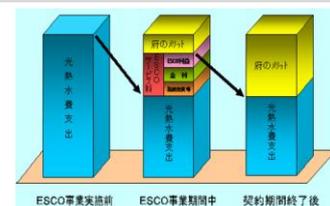
(内容)

「新・大阪府 ESCO アクションプラン（平成27年2月策定）」に基づき府有施設へのさらなる ESCO 事業の導入拡大を図るとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型 ESCO による手法等も活用しながら ESCO 事業の導入を効果的に推進していきます。

また「大阪府市町村 ESCO 会議」の開催を通じ府内市町村に対しても ESCO 事業の導入を広く働きかけるとともに、建物の省エネ度合いを見える化する「ビル省エネ度格付制度」を創設することにより、府内市町村や民間建築物への ESCO 事業の普及促進を図ります。

<2015 年度の取組指標>

- ・府有施設における ESCO 事業の新規公募実施
- ・2014 年度事業者選定施設における ESCO 改修工事の実施（警察署 8 署、泉北府民センタービル）
- ・大阪府市町村 ESCO 会議の開催（年1回程度）



ESCO 事業の実施スキーム



ESCO 事業の実施効果

【公共建築室 06-6210-9799】

■府庁の省エネ行動への取組み

[167 千円]

(目的)

府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減に取り組むこと。

(内容)

温室効果ガス削減の法定計画である「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「大阪府庁節電実行方針」及び「エネルギー使用の合理化等に関する法律」に基づき、府自らが率先して温室効果ガス削減やエネルギー使用量削減の取組みを継続的に推進します。また、これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステムを運用していきます。



執務室の部分消灯

〈2015 年度の取組指標〉

庁内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比 1 %

(「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として)

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

再生可能エネルギー等の普及

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[6,291 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指す。

(内容)

大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。

【主な事業】

- ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス
- ・太陽光パネル設置普及啓発事業
- ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング
- ・BEMS 普及啓発事業
- ・省エネビルサポート事業

<2015 年度の取組指標>

再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業

[748 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、府有建築物の屋上屋根を貸し出して、民間事業者の資金により太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

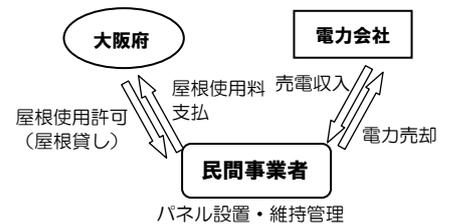
(内容)

府有建築物の屋根、屋上への太陽光パネル設置条件について、検討・調査し整理を行います。

現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、パネル設置事業者の公募を行います。

<2015 年度の取組指標>

現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、パネル設置事業者の公募を実施。(2014 年度は8施設を対象に公募。2015 年度は更に拡大を図る。)



屋根貸し事業イメージ

【公共建築室 06-6210-9799】

[]内の数字は平成 27 (2015) 年度当初予算額

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)
- ・【産業廃棄物】最終処分量を48万トン以下にする。

リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年度府民アンケート 89.4%)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

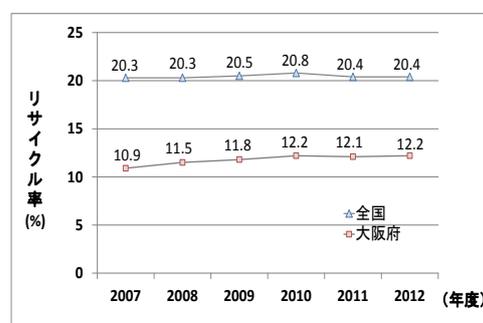
《目標に対する現状》

- 2012年度の一人一日あたりの一般廃棄物の排出量は全国平均を上回っていますが、2007年度と比べ16%と全国を上回るペースで減少しています。
- 府域のリサイクル率は全国平均と比べて低くなっていますが、2007年度と比べ1.3ポイント上昇しています。



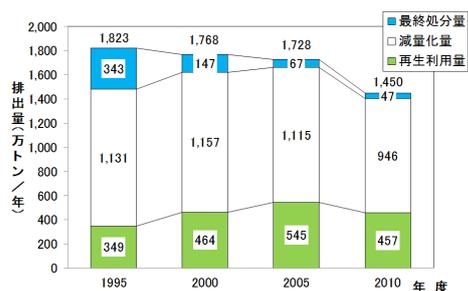
一般廃棄物排出量の推移

※1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出



一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 2010(平成22)年度に府内から排出された産業廃棄物は1,450万トン、そのうち再生利用量は457万トン、最終処分量は47万トンとなっています。

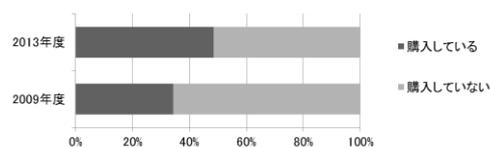


産業廃棄物の最終処分量等の推移

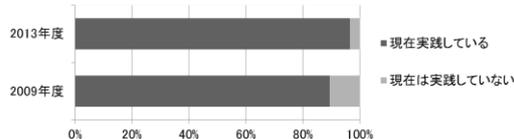
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- 府民の約49%がリサイクル製品を購入するとともに、約97%が資源物*を分別しています。(2013年度府民アンケート結果)

リサイクル製品を購入している府民の割合



資源物を分別している府民の割合



*ペットボトルや空き缶、古紙等

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

2015 年度の主な施策・事業と取組指標

■循環型社会推進計画の推進

[- 千円]

(目的)

大阪府循環型社会推進計画に定めたりサイクルや廃棄物の減量化等に係る目標を達成すること。

(内容)

2011 年度末に策定した循環型社会推進計画に基づき、府内における資源の循環的利用を促進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減等を進め、これらの指標の全国ワースト1からの改善を目指します。

また、市町村の主体的な取組みを支援するための情報提供をはじめとする施策を総合的に実施します。

<2015 年度を取組指標>

計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。

・一般廃棄物

2015 年度に一般廃棄物の排出量（事業系資源化量を含む。）を 305 万トンに削減するとともに、再生利用率を 29%に向上させることで、最終処分量を 35 万トンに削減する。

・産業廃棄物

2015 年度に産業廃棄物の排出量を 1,565 万トンに抑制するとともに、再生利用率を 35%に向上させることで、最終処分量を 49 万トンに抑制する。

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

再生原料・再生可能資源の利用促進

■再生品普及促進事業

[982 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

生産段階における循環資源（廃棄物等）の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した循環資源を利用し、日本国内の工場で製造したりサイクル製品であって、一定の基準を満たすものを「なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）」として認定します。



なにわエコ良品ロゴマーク



消費者フェアでの
認定製品展示

<2015 年度を取組指標>

なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施する。（認定申請受付は6月、11月（予定））

【参考】平成 26 年 10 月 1 日現在の認定製品数は 270 製品。

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

廃棄物排出量の削減

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進します。

<2015 年度 of 取組指標>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。

【参考】平成 25 年度公表状況

産業廃棄物処理計画	276 件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	259 件
特別管理産業廃棄物処理計画	99 件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	98 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

【環境管理室 06-6210-9583】

リサイクル率の向上

■容器包装リサイクルの推進

[120 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、第7期大阪府分別収集促進計画（2014～2018年度、2018年度目標：排出量 44 万トン・分別収集量：34 万 7 千トン）の円滑な実施を図ります。

また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行います。



ペットボトルの選別施設

<2015 年度 of 取組指標>

- ・各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表

【参考】2012 年度実績

分別収集量：16 万 8 千トン

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

■ PCB 廃棄物適正処理の推進

[194,507 千円]

(目的)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。

(内容)

PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業(株) (旧 日本環境安全事業(株)、以下「JESCO」という。) が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に大阪 PCB 処理事業所を建設し、2006 年からトランス及びコンデンサの処理を行っています。2015 年度より JESCO 北九州 PCB 処理事業所で、小型コンデンサや安定器等の受け入れが始まりますので、府内の事業場で保管されているものが早期に処理されるよう周知徹底を図ります。また、府が保有しているものについても、2015 年度より計画的に処理を行います。

また、国の PCB 廃棄物処理基本計画の変更に合わせて、「大阪府 PCB 廃棄物処理計画」の変更を行い、引き続き、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、PCB 廃棄物を保管している事業場や PCB を含む機器を使用している事業場への立入検査をさらに充実することより、PCB 廃棄物等の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業等による PCB 廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出した PCB 廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担する PCB 廃棄物処理費用を軽減します (これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、2015 年度は、基金への拠出は行いません)。

<2015 年度 of 取組指標>

- ・府内における PCB 廃棄物 (現在、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の処理対象である高圧機器等に限る) の処理進捗率
2015 年 9 月末 : 93% (2014 年 9 月末現在 : 87%)
(いずれも JESCO への登録台数に占める割合)
- ・府保有の小型コンデンサ等の処理 6 t



PCB (コンデンサ) 保管状況の立入検査

【環境管理室 06-6210-9583】

■ 産業廃棄物の適正処理の徹底

[18,877 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付や適正処理に向けて指導の徹底を図ります。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向け、随時のパトロールによる監視・指導など警察等と連携しながら、法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。

<2015 年度 of 取組指標>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
 - ・平成 27 年度実施予定 説明会 3 回、不適正処理防止推進強化月間 6 月・11 月
- 【参考】 不適正処理件数 286 件 (2013 年度) 新規事案は年度内に 75% 以上解決



産業廃棄物の不適正処理現場 (野外焼却)

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[132,563 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進に努めます。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。



フェニックス処分場での
廃棄物受入

<2015 年度 of 取組指標>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進

会議等予定回数 年10回

- ・堺第7-3区 of 適切な維持管理

環境調査 年12回 1905検体

護岸被覆防食工事 82.2m

老朽化対策工事（排水路） 160m

// （道路舗装） 245㎡

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

[]内の数字は平成27（2015）年度当初予算額

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

生物多様性の府民認知度を70%以上にする。

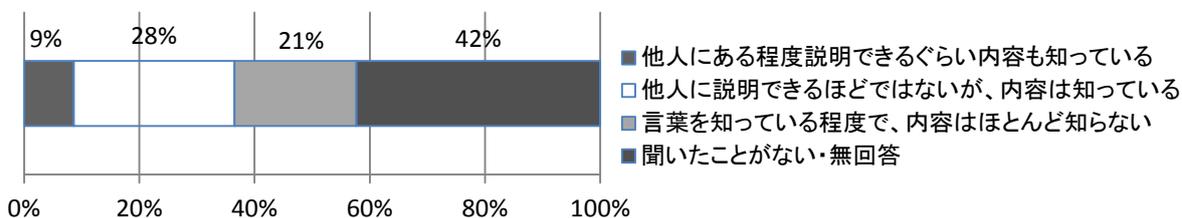
生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を30%増加する。(2009年 約7万人)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha 拡大する。

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約36.5%です。

（2013年度大阪府民アンケート結果）



- 生物多様性の損失を止める活動に参加した府民は約21万人(2013年度)です。

おおさか山の日(山に親しむ推進月間)イベントの参加者 約84,000人

共生の森づくり、自然環境・里山保全活動の参加者 約6,000人

アドプトリバー、河川清掃活動の参加者 約61,000人 など

- 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定面積の合計は83,799ha(2014年12月末)です。

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,152	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	2
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,799

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

○府民の理解促進

■世界の生物多様性保全に貢献

- ・ 大消費地として生物多様性配慮行動を促進

□府域の生物多様性を向上

- ・ 府域の現状評価
- ・ 地域指定の拡大
- ・ 保全活動の拡大
- ・ 水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

2015年度の主な施策・事業と取組指標

生物多様性の重要性の理解促進

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[544 千円]

目的)

淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。

(内容)

環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、センター内で生息域外保存しているイタセンパラを、2009年度から3回、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川に放流し、野生復帰を試みました。その結果、放流した成魚が繁殖し、野生での定着の可能性が高まっています。2001年には、市民団体や大学、地元企業、行政などからなる「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク（イタセンネット）」を設立し、外来種駆除等の活動を行うなど、野生復帰を支援する取り組みが進んでいます。

2015年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除に関する調査研究等を行うとともに、イタセンネットが行う保全活動を支援します。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンパラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図ります。



イタセンパラ



地元児童による
野生復帰

<2015年度の取組指標>

- ・イタセンパラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認
- ・観察会（1回、110人）、出前講座（2回、100人）

【みどり推進室 06-6210-9557】

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

（実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所）

■生物多様性保全のための普及啓発推進支援

[2,500 千円]

(目的)

生物多様性に配慮した行動が社会に定着することを目的として、種の多様性が高い地域として選定されている「生物多様性ホットスポット」の情報等の普及啓発や教員や企業の研修担当者を対象として開発した「生物多様性研修プログラム」の検証を行うとともに、そのプログラムを活用し、普及啓発を行い、生物多様性保全の関心を高めること。

(内容)

種の多様性が高い地域として選定されている「生物多様性ホットスポット」の情報等について、府民が親しみやすいよう記載されたリーフレットを作成し、普及啓発を行う。

また、教員や企業の担当者を対象として開発した「生物多様性研修プログラム」を活用し、環境教育実践研修（児童や社員を対象とした自然体験プログラムを実施する研修）の実施を通じて、プログラムの検証を行うとともに、学校や企業による自主的な研修の定着を図ります。



研修会（イメージ）

<2015年度の取組指標>

- ・府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成
- ・検証のための環境教育実践研修 3件

【みどり推進室 06-6210-9557】

■日本万国博覧会記念公園事業（自然観察学習館業務）

[2,104 千円]

（目的）

基本理念である「緑に包まれた文化公園」実現のため、「人と自然との調和」「人々の交流」を推進するための核施設である自然観察学習館を運営し、幅広い対象に万博記念公園の自然再生の取り組みの情報発信と生物多様性の社会への浸透を図るための取り組みを実施する。

（内容）

- ・児童・生徒等への自然環境学習・教職員研修
- ・自然体験イベントの開催
- ・環境学習実施を共同して行うボランティア団体の充実
- ・園内自然環境の情報発信（常設展示、企画展示の実施）
- ・自然環境保全への啓発イベントの開催
- ・来園者と協働して行う自然環境調査の実施
- ・広報誌「カワセミだより」の発行



児童・生徒等への
自然環境学習

〈2015 年度の取組指標〉

平成25年度の活動実績と同程度の実績を上げること。

【参考】平成25年度活動実績（旧（独）日本万国博覧会記念機構により実施）

- ・児童・生徒等への自然環境学習、吹田市教育委員会・高槻市教育委員会との連携による教職員研修（54校 4,706人）
- ・自然体験イベントの開催（セミの羽化観察会・星座観望会等 67件、参加 2,595人）
- ・環境学習実施を共同して行うボランティア団体の充実（2団体 約90名）
- ・園内自然環境の情報発信（常設展示と併せ企画展示を年8回実施）
- ・自然環境保全への啓発イベントの開催
チャレンジラリー（参加 127人）
秋みっけビンゴ・冬みっけビンゴ（参加 185人）
- ・来園者と協働して行う自然環境調査の実施（セミの抜け殻調査）
- ・「カワセミだより」発行 年 12回
- ・自然観察学習館への年間来館者数（約 7.4万人）

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

生物多様性に配慮した行動促進

■共生の森づくり活動の推進

[7,776 千円]

（目的）

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

（内容）

自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森（約100ha）」において、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。



共生の森での森づくり活動

〈2015 年度の取組指標〉

- ・共生の森づくり活動への参加人数 約 1,200人
- ・多様な自然環境の創出面積 約 1ha

【みどり推進室 06-6210-9557】

■多奈川ビオトープ保全活動の推進

[481 千円]

(目的)

関西国際空港二期工事土砂採取跡地において整備されている岬町多奈川多目的公園内において、自然再生（ミティゲーション）のため整備したビオトープで、府民や企業等との協働による自然環境保全活動を支援すること。

(内容)

多奈川多目的公園（いきいきパークみさき）内のビオトープにおいて、生物多様性の重要性に関心を持つ機会を、府民・企業等に提供するため、ハイキング等の自然体験イベントや自然環境保全活動を実施します。



ビオトープでの自然観察会

<2015 年度 of 取組指標>

- ・ハイキングイベント1回 自然観察イベント5回
- ・イベント及び自然環境保全活動参加者数 300人

【みどり推進室 06-6210-9557】

■森林資源モニタリング調査（ナラ枯れ被害地調査）

[1,055 千円]

(目的)

府内におけるナラ枯れ被害地について、被害の拡大状況・収束状況の把握により、今後の効果的な駆除対策に活用すること。

(内容)

カシナガキクイムシ（カシナガ）によるナラ枯れ被害は、北摂地域で2009年度に確認されて以降年々被害地域が南に拡大し、2014年度には柏原市域に及んでいます。カシナガは、コナラ等のブナ科樹木に寄生するキクイムシ（甲虫）で、成虫が運ぶカビの一種が樹体内で繁殖すると、樹木が防御物質を生産しその物質が導管を塞ぐため、夏に水切れをおこして樹木が枯死します。

府内のナラ枯れ被害地域では、被害木の伐倒くん蒸処理等の防除対策を、国庫補助事業等を活用しながら講じていますが、未だ収束には至っていません。

そのため、被害地域の拡大状況と収束状況を把握するとともに、今後の駆除対策を、より効果的に実施するため、広域的なモニタリング調査を実施します。

<2015 年度 of 取組指標>

新たな被害発生状況及び被害跡地の植生回復をモニタリングします。



カシナガのオス(上)とメス(下)

【みどり推進室 06-6210-9559】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[51,706 千円]

（目的）

万博記念公園の緑の保全と活用、花景観の創出、野生生物の生息調査などをNPO団体と協働して市民参画により実施し、生物多様性の社会への浸透を図る。

（内容）

- ・園内花壇管理（計 6,069 m²）
- ・森づくり・足湯運営（約 15,300 m²）
- ・竹林の保全・資源活用（約 18,100 m²）
- ・田畑・果樹園管理（約 3,000 m²）
- ・水質調査、野生生物生息調査
- ・温室効果ガス削減活動等
- ・これらの作業の市民参画・生物多様性に関するイベントの開催



竹林の保全活動

〈2015 年度の取組指標〉

上記作業・調査・イベント等について、平成25年度の活動実績と同程度の実績を上げること。

【参考】平成25年度活動実績（旧（独）日本万国博覧会記念機構により実施）

- ・園内花壇管理 4,993 人（参加のべ人数）
- ・森づくり・足湯運営 27,128 人（参加のべ人数）
- ・竹林の保全・資源活用 6,910 人（参加のべ人数）
- ・田畑・果樹園管理 7,002 人（参加のべ人数）
- ・水質調査、野生生物生息調査 4,625 人（参加のべ人数）
- ・温室効果ガス削減活動等 7,947 人（参加のべ人数）

【日本万国博覧会記念公園 06-6877-3349】

府民と連携したモニタリング体制の構築

■大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進

[- 千円]

（目的）

府内の生物多様性に知見を有する大学、研究機関、活動団体、行政等により設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を活用して、府域の生物多様性保全に係る取組を行うこと。

（内容）

府域の生物多様性の現況把握等を行うとともに生物多様性保全の重要性について普及啓発します。



三草山（能勢町）のゼフィルス

〈2015 年度の取組指標〉

新しいレッドリストを盛り込んだ生物多様性ガイドブックを活用し、普及啓発活動を行う。（大阪生物多様性保全ネットワークの構成団体等が開催するシンポジウムやイベント等で500部配布）

【みどり推進室 06-6210-9557】

生物多様性保全に資する地域指定の拡大

■ 農空間保全地域制度の推進

[158,892 千円]

(目的)

農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。

(内容)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図ります。



営農環境整備のため農家・地域住民による道普請の実施

<2015 年度 of 取組指標>

遊休農地等の保全・活用 80ha

【農政室 06-6210-9601】

[]内の数字は平成 27 (2015) 年度当初予算額

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（１） ～良好な大気環境を確保するために～

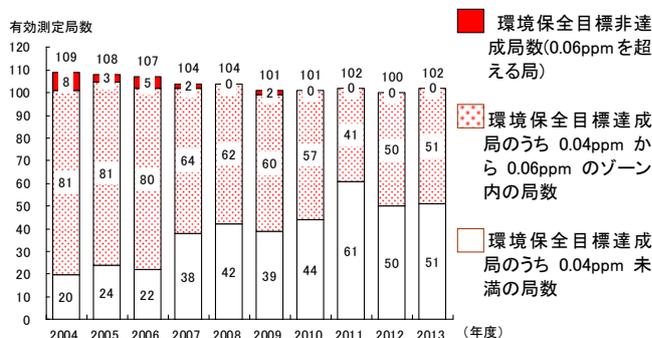
《２０２０年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未滿を目指す。

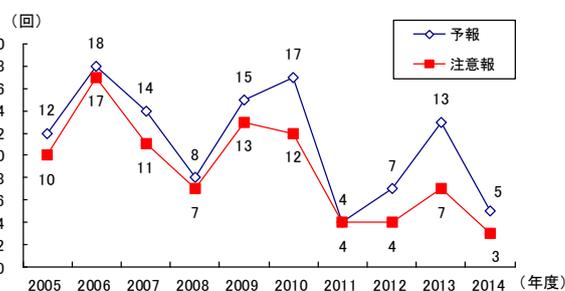
《目標に対する現状》

■ 二酸化窒素は、改善傾向にあり、2013年度は全ての測定局が 0.06ppm 以下となり、5割の測定局が 0.04ppm 未滿となっています。



二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

■ 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度により変動がありますが、2014年度は3回と、直近10年間では最も少なくなっています。



光化学スモッグの発令回数の推移

■ PM2.5については、2013年度は、41局で測定を行い全局で環境保全目標を達成しませんでした。
※PM2.5の年平均濃度は、長期的には緩やかな改善傾向となっています。

光化学スモッグとは
光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは
大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。
肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境保全目標（1年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を設定しています。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物(N_x)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
- PM2.5の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物(VOC)の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

2015 年度の主な施策・事業と取組指標

自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進

■自動車 NOx・PM 総量削減計画の推進 (計画の進行管理)

[11, 775 千円]

(目的)

窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の削減のため、平成 25 年 6 月に策定した自動車 NOx・PM 総量削減計画〔第 3 次〕に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、平成 27 年度までに二酸化窒素 (NO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的な達成を図ること。

(内容)

関係機関 (関係市町、道路管理者等) と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、するっと交差点対策 (右折レーン設置等の渋滞対策) 等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進します。

あわせて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からの NOx・PM の排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況等を検証します。

<2015 年度 of 取組指標>

- ・NO₂、SPM に係る大気環境基準の全局達成
- ・NOx・PM の排出量の把握
- ・自動車環境対策の進捗状況等の検証

【参考】対策地域からの NOx・PM 排出量

NOx : 14,000 トン、PM : 680 トン (2013 年度)



自動車 NOx・PM 総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[37, 452 千円]

(目的)

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PM の排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

(内容)

NO₂・SPM に係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内 37 市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車 NOx・PM 法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進します。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施します。

度重なる改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表します。

<2015 年度 of 取組指標>

立入検査での検査台数 5,000 台

(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施)

【参考】ステッカー 125 万枚交付 (2014 年 10 月末現在の累計)、

立入検査台数 : 5,660 台 (2014 年 4 月~11 月)

命令・公表 : 34 件 (2014 年 11 月末現在)



流入車規制の立入検査



適合車ステッカー

【環境管理室 06-6210-9587】

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[14,778千円]

（目的）

PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定を整備を着実に進め、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。

また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

（内容）

新たに府管理の測定局1箇所に自動測定機を設置し、府管理局を計26局とするなど、府内における自動測定機による連続測定を着実にを行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握します。

また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。

さらに、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めつつ、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析や東アジア規模の広域移流の状況、PM2.5の中でも健康影響が特に懸念されているPM0.1などのナノ粒子の実態について調査研究を行います。

<2015年度の取組指標>

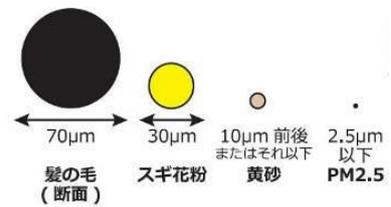
環境大気中の微小粒子状物質の状況把握

（府管理 一般局：20局、自排局：6局、

うち成分分析地点：3地点）



PM2.5自動測定機



粒子の大きさ比較

【環境管理室 06-6972-7632】

（成分分析実施：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

工場・事業場から排出される大気汚染物質の削減

■大気汚染防止の事業所規制

[1,757 千円]

(目的)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき工場・事業場（以下「工場等」という。）に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成する。

(内容)

法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置は事前に届出させ、ばい煙（NO_x、SO_x、ばいじん等）、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。

工場等に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行なうとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等を報告させることにより適正な指導を行います。

また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施します。

<2015 年度の取組指標>

- ・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底
- ・大阪府所管対象約 1,300 事業所のうち、700 事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。

【参考】2013 年度の立入検査 846 事業所



検査のために処理施設から排ガス採取

【環境管理室 06-6210-9581】

揮発性有機化合物（VOC）の排出削減

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[404 千円]

(目的)

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである VOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減すること。

(内容)

光化学スモッグの原因物質の一つである VOC の排出量の法・条例による排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく自主的取組み等を促進することにより削減します。

また、光化学スモッグ発令時に被害の未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へ NO_x や VOC の削減要請を行います。

<2015 年度の取組指標>

VOC の排出抑制

【参考】VOC 届出排出量

10,900t/年（2010 年度）

10,300t/年（2011 年度）

9,900t/年（2012 年度）



光化学スモッグ発令画面

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■府有施設吹付けアスベスト対策事業

[265,736千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。



アスベスト除去工事（イメージ）

<2015年度の取組指標>

- ・アスベスト除去対策工事を7施設にて実施
- ・空気環境測定を381箇所実施

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[1,333千円]

(目的)

府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等への立入検査を実施します。また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定を行いアスベスト飛散防止の徹底を図ります。

特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施します。

12月には石綿飛散防止の重要性を訴えるため、関係団体・市と大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議を開催し、徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行います。



アスベスト含有建材採取

<2015年度の取組指標>

- ・届出対象解体現場等への全数立入検査
- ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査
- ・測定義務があり、かつ実作業7日以上以上の工事における公定法による測定
- ・小規模の工事における迅速な測定
- ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催

【参考】届出140件、立入検査等566件（2013年度）

【環境管理室 06-6210-9581】

■石綿健康被害救済促進事業

[47,000 千円]

(目的)

アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。

(内容)

アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出します。

<2015年度の取組指標>

- ・救済制度の円滑な運用

【参考】救済基金への拠出 4,700万円(2013年度)

【環境管理室 06-6210-9581】

[]内の数字は平成27(2015)年度当初予算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

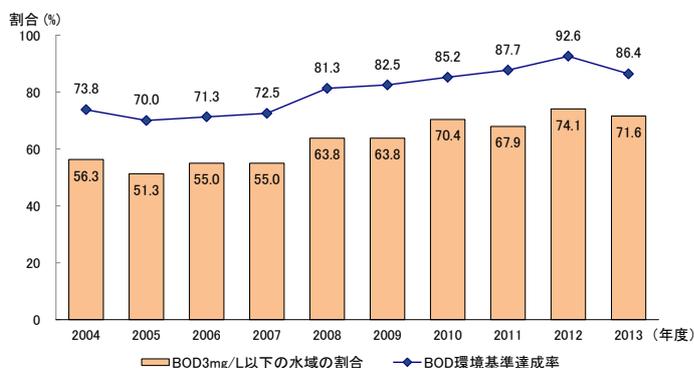
～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は 3mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L 以下を約 7 割の水域で達成）。

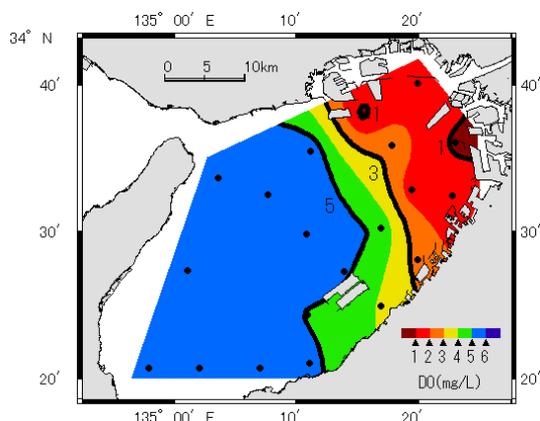


府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD3mg/L 以下の水域の割合の推移

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により自然海岸が全体の 1% しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び砂浜が大きく減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています。

	1978 年度	1989 年度	2013 年度
藻場面積 (ha)	451	287	365

- 夏季に湾奥部等で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基底層 DO の分布図
(2011～2013 年度平均)

〔出典〕大阪府立環境農林水産総合研究所

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 底層 DO（年度最小値）は、年度により変動がありますが、長期的には増加傾向となっています。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

2015 年度の主な施策・事業と取組指標

生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■水質汚濁防止の事業所規制

[5,998 千円]

(目的)

河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して、水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行います。

法・条例の規制対象となる事業所からの施設の設置・変更の届出について、BOD（水質汚濁の代表的な指標）、有害物質の排水基準や施設等の構造基準に適合するよう審査・指導を行います。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。



事業所排水の採水検査

<2015 年度 of 取組指標>

- ・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施
- ・総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い 15 事業所に、24 時間採水検査を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施

【参考】工場・事業所立入件数：864 件、試料採取・分析件数：358 件（2013 年度）
うち 51 件について改善を指導

【環境管理室 06-6210-9585】

■総量削減計画の進行管理

[2,187 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素（T-N）、りん（T-P）の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。

(内容)

2014 年度を目標年度とする COD、T-N、T-P に係る第 7 次総量削減計画の目標達成状況を把握するため、関係機関等から入手した各種データを整理し、発生負荷量を把握します。

また、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行います。



事業場排水の実態調査

<2015 年度 of 取組指標>

2014 年度の発生負荷量を把握する。

【参考】COD、T-N、T-P の発生負荷量

2012 年度 COD 62t/日、T-N 59t/日、T-P 3.7t/日

【環境管理室 06-6210-9577】

■生活排水対策事業

[334 千円]

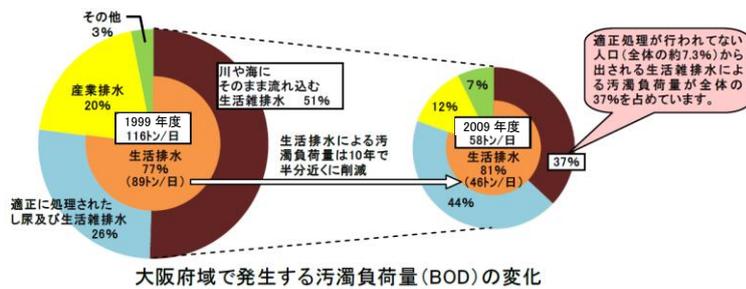
(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

(内容)

河川等の汚濁の原因の8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。



イベントでの生活排水対策の啓発

<2015年度の取組指標>

- ・生活排水処理率の向上
- ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回
- ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回

【参考】生活排水処理率 94.6% (2013年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

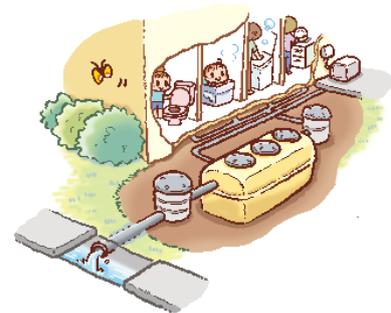
[22,966 千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2015年度の取組指標>

- ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村
- ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市

【環境衛生課 06-6944-9181】

健全な水循環の保全・再生

■流域下水道事業の推進

[41, 115, 459 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進します。

また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。



水みらいセンター

〈2015 年度の取組指標〉

下水道普及率の向上

【参考】下水道普及率 95.3%（2013 年度末現在）

施設整備内容

水処理（高度処理）整備 1 箇所（18,250 m³/日）

合流式の改善 3 箇所

【下水道室 06-6944-6794】

大阪湾の環境改善対策の推進

■大阪湾の再生に係る関係機関との連携

[1, 480 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。

(内容)

大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。

また、府は、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。

〔大阪湾再生行動計画の主な施策〕

○陸域負荷削減（総量規制、生活排水対策）

○海域環境改善（藻場造成、くぼ地修復）

○モニタリング（水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査）

〈2015 年度の取組指標〉

・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握

【参考】2014 年度の水質一斉調査には 36 の機関が参加し、陸域も含めると 525 地点で調査を実施

・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展（ワークショップ「チリメンモンスターを探そう！※」等）

【参考】2014 年度のイベントへの出展回数 9 回

※「チリメンモンスターを探そう！」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチイワシ以外の様々な生き物を探し出し、生物の多様性を知ることを通じて、大阪湾の環境保全の重要性を学ぶワークショップです。



「フィッシングショー-OSAKA 2014」の様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■魚庭（なにわ）の海づくり大会

[- 千円]

（目的）

大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、「美しく豊かな大阪湾を府民一人一人の手で取り戻す」ことを、幅広い地域住民にアピールすること。

（内容）

水産業に関する啓発イベントを開催し府民に参加していただくことで、美しく豊かな大阪湾を目指します。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産（もん）」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進します。



イベントでのタッチングプールの様子

〈2015 年度の取組指標〉

来場者数を 10,000 人以上にすること

【水産課 06-6210-9612】

（共催：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所）

■広域型増殖場造成事業

[930 千円]

（目的）

藻場の造成と稚魚の餌の供給などを目的とした増殖場（藻場・餌料培養礁）を造成することにより、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。

（内容）

造成済みの既存増殖場（泉佐野・岡田浦・樽井工区）で、海藻、魚介類、餌料生物等を調査して、増殖場の効果を把握します。



餌場に集まる稚魚



藻場

〈2015 年度の取組指標〉

効果調査を年 2 回（6・9 月調査）実施

【水産課 06-6210-9612】

■大阪湾漁場環境整備事業

[45,850 千円]

（目的）

貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。

（内容）

岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図ります。また、平成 26 年度に設置した整備済み工区（岸和田市北部）で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化化合物濃度の改善効果などを把握します。



攪拌ブロック礁姿図

〈2015 年度の取組指標〉

攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1ha の漁場環境整備を実施。

【水産課 06-6210-9612】

■海底耕耘事業

[- 千円]

(目的)

海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。

(内容)

泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより、酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図ります。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行います。

<2015 年度 of 取組指標>

年間作業船 100 隻実施



底びき漁船による
海底耕耘風景



作業船と海底耕耘

【水産課 06-6210-9612】

[]内の数字は平成 27 (2015) 年度当初予算額

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

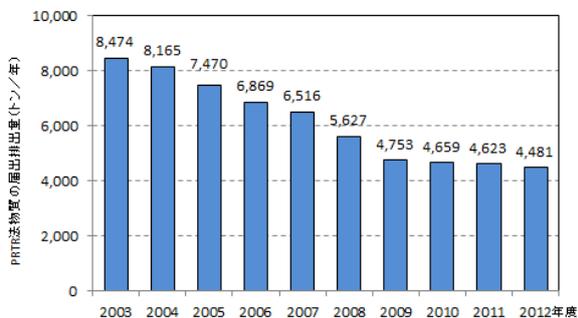
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

■ 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は、着実に減少しています。



府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

■ 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 9 位と大きな割合を占めています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

都道府県	届出排出量	届出外排出量			排出量合計
		事業者	家庭	移動体	
1 愛知県	11,676	6,343	3,284	3,017	24,321
2 東京都	1,996	11,277	2,064	3,197	18,534
3 埼玉県	7,702	4,336	2,631	2,692	17,361
4 千葉県	6,588	5,219	2,631	2,617	17,055
5 静岡県	9,383	3,203	2,096	2,106	16,788
6 神奈川県	6,118	5,997	1,802	2,650	16,567
7 茨城県	6,939	5,211	1,673	2,013	15,837
8 北海道	3,307	7,875	1,426	3,031	15,639
9 大阪府	4,481	6,051	2,166	2,480	15,177
10 広島県	9,302	2,711	1,340	1,583	14,936
その他	94,747	69,398	30,696	38,763	233,602
合計	162,239	127,621	51,809	64,149	405,817

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量 (2012 年度)

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

2015 年度の主な施策・事業と取組指標

環境リスクの高い化学物質の排出削減・化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■環境リスクの高い化学物質の排出削減とリスクコミュニケーションの推進

[387 千円]

(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

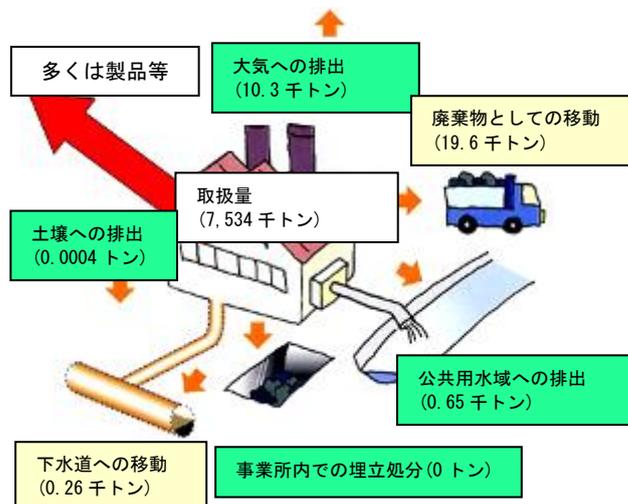
(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。

また、PRTR法及び府条例の施策効果をみるために有害大気モニタリング等の測定データを活用した検討を進めていきます。

また、事業者が導入・強化すべき大規模災害に備えた環境リスクの低減対策を追加した化学物質適正管理指針の解説・マニュアル・対策事例の提供や事業所を対象とした説明会の開催を通じて、制度の周知を図るとともに、個々の事業者に対して指針に基づく化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導、助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を推進していきます。

さらに、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。



2012 年度の府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量



化学物質対策セミナー

<2015 年度の取組指標>

環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。

【参考】PRTR法に基づく届出件数 1,636 件 (2013 年度)

条例に基づく届出件数 1,364 件 (2013 年度)

環境リスクの高い化学物質の排出量 11,000 トン (PRTR法対象物質 4,481 トンを含む)

(2012 年度実績)

化学物質対策セミナー 1 回開催 (483 人参加) (2013 年度)

化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を促進 (2014 年度)

【環境管理室 06-6210-9578】

(有害大気モニタリング等の測定：

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所)

■大阪エコ農業の推進

[28,054千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和が取れた農業経営面に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

近年、農業による環境負荷の軽減が課題となっており、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量低減に取り組む生産者支援のため、農薬の使用回数と化学肥料の使用量を慣行栽培の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。

また、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対して交付金を直接支払うことで、環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進します。

さらに、「大阪エコ農業」を推進する上で必要となる、病害虫の発生及び制御に関する研究等を行います。

(環境に貢献する取組みの例)

- ・カバークロープの作付け（水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）
- ・有機農業（生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う）
- ・飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用（農薬使用量の低減）

<2015年度の取組指標>

大阪エコ農産物栽培面積 10ha 増加



大阪エコ農産物認証マーク



飛ばないナミテントウ



スワルスキーカブリダニ

【農政室 06-6210-9590】

(一部実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■土壌・地下水汚染対策の推進

[776 千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、引き続き土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。

<2015 年度 of 取組指標>

土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導

【参考】形質変更届出件数：55 件（2013 年度）

調査結果報告件数（法・条例・自主）：14 件（2013 年度）



汚染土壌掘削工事の
現地確認状況

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は平成 27 (2015) 年度当初予算額

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」等のマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

緑と水辺の保全と創造

■みどり※の風を感じる大阪

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等



資料：みどりの大阪推進計画

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

■ヒートアイランド現象の緩和

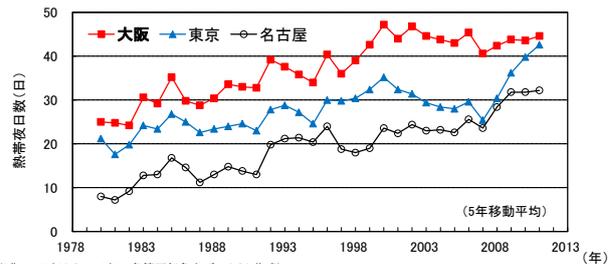


屋上緑化



駐車場の芝生化

大阪の熱帯夜数※は全国の主要都市の中でも多く推移しているが、2011年の熱帯夜数は大阪府ヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、3日減少している。



(出典：1978年から2013年の各管区気象台データより作成)

熱帯夜数※の推移

※熱帯夜：夜間の最低気温が25℃以上のこと

2015 年度の主な施策・事業と取組指標

■騒音・振動の防止

[16,535 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図ります。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけます。

さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底を図られるよう、必要な技術的支援を行います。



道路交通騒音の測定

<2015 年度の実施計画>

- ・ 道路交通騒音調査 10 町村域について実施
- ・ 大阪国際空港周辺における航空機騒音の測定（通年測定：3 地点、短期測定：2 地点）、関西国際空港周辺における航空機騒音の測定（短期測定：2 地点）
- ・ 市町村研修会 年間3回開催

【参考】 道路交通騒音に係る環境基準の達成率：93.7%（2013 年度速報値）

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

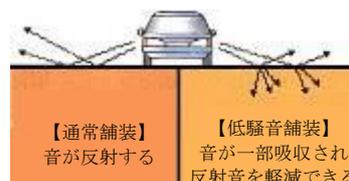
[225,000 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図る。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。



低騒音舗装による騒音対策

<2015 年度の実施計画>

予定路線：国道173号、国道423号 等

【交通道路室 06-6944-9291】

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[20,000 千円]

(目的)

「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向け、府民が実感できるみどりの軸線の拡大を図るとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組みを推進すること。

(内容)

府内に設定した路線延長約 200km の「みどりの風促進区域」において、

- ①民間寄付等を活用し、企業・府民が主体となり連続した緑化による街並み形成を進める「企業・住民とつくるグリーンストリート支援事業」による沿線民有地の緑化促進
- ②民有地の都市計画手法（容積率、建ぺい率の緩和等）等による緑化誘導
- ③既存の河川道路緑化事業による公共緑化

により、緑化を促進します。



民有地沿道部の
緑化のイメージ

<2015 年度 of 取組指標>

みどりの風促進区域での緑化推進

(樹木による緑化、大型プランター緑化等)

「グリーンストリート支援事業」4箇所実施

【みどり推進室 06-6210-9558】

【都市計画室 06-6944-9274、06-6944-7594】

■府道緑化事業

[867,597 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。

(内容)

劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施します。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めます。



府管理道路の街路樹整備状況
の例（箕面摂津線）

<2015 年度 of 取組指標>

街路樹の更新・補植 高木：673 本 低木：5,163 本

【都市計画室 06-6944-7594】

■まちの緑視率の公表

[- 千円]

(目的)

大阪のみどりの状況を府民にわかりやすく知らせるとともに、実感できるみどりを増やす行動へとつなげるため、「まちの緑視率」を調査公表する。

(内容)

みどりの風促進区域内 12 路線上の地点等について、平成 25 年度に府が策定した「緑視率ガイドライン」により緑視率を調査します。毎年 8 月「みどりと風の月間」に合わせて調査を実施し、公表を行います。



37.5%



街路における緑視率調査のイメージ

<2015 年度の取組指標>

まちの緑視率調査、公表

(府内 94 の定点を対象に調査を実施)

【みどり推進室 06-6210-9558】

■ヒートアイランド対策の推進

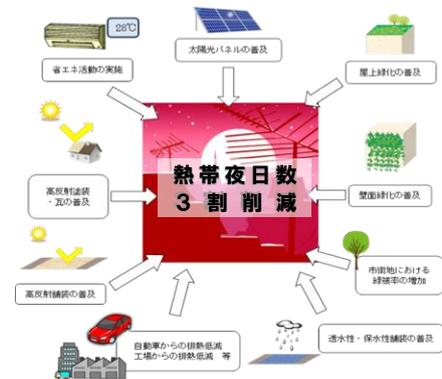
[- 千円]

(目的)

ヒートアイランド対策の目標や対策内容等を定めたヒートアイランド対策の計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進する。

(内容)

計画の目標である熱帯夜日数の削減に向け、対策指標を設定し、進捗管理体制を強化して着実に、人工排熱の低減、建物・地表面の高温化抑制、都市形態の改善を推進する。また、夏の屋間の暑熱環境の改善に向け、人の健康への影響等を軽減する取組である適応策を推進する。



熱帯夜日数削減のための取組イメージ

<2015 年度の取組指標>

熱帯夜日数の削減に向け、新たに対策指標を設定し、適切に進捗管理を実施。

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■府内産木材の利用促進による森林環境の保全・再生

[7,391 千円]

(目的)

保育所や子育て施設等の床や壁といった内装の木質化を進めることで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用を促進し、木質化の効果をPRすること。

(内容)

内装の木質化を実施し、その効果等を広くPRしていただける認可保育所（認定こども園を含む）に対して補助を行います。また、府の子育て施設の内装木質化をモデル的に行い、子育て関連施設の環境改善を図ります。

子どもの育成環境の向上を図り、森林の大切さや木材に対する理解を深めてもらうとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な環境の保全につながります。



保育所の内装木質化

<2015 年度の実績指標>

一園一室木質化運動の推進 保育所 6 園

子育て相談施設の内装木質化 2 件

【みどり推進室 06-6210-9556】

■泉佐野丘陵緑地整備事業

[210,705 千円]

(目的)

緑豊かで良好な住環境を備えた都市を創造するため、多様な主体の参画による公園や緑地の保全・育成・創出を図ること。

(内容)

「府民と育てる緑地づくり」を行うにあたり、大阪府が整備すべき最低限の基盤施設としての整備工事を行います。



泉佐野丘陵緑地

<2015 年度の実績指標>

園路整備・管理柵設置工事 等

【都市計画室 06-6944-6795】

■生駒山系花屏風構想の推進

[526 千円]

(目的)

府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林への理解を深めること。

(内容)

大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい郷土種の樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備します。



生駒山に咲くヤマザクラ
(東大阪市)

<2015 年度の実績指標>

目標植栽本数 500 本

【みどり推進室 06-6210-9555】

■公立小学校の芝生化の推進

[4,496 千円]

(目的)

府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が永続的に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う芝生化実行委員会に対し支援を行う。

(内容)

芝生化実施校において、芝生の維持管理を担う地域団体に、必要な資材供給等を行います。

〈2015 年度 of 取組指標〉

公立小学校芝生化事業で整備した 182 校の芝生化実行委員会への物的・人的支援。特に3年以内に整備した 17 校の実行委員会には重点的な支援を行う。



芝生化実行委員会による芝生維持管理作業の様子

【みどり推進室 06-6210-9558】

■オアシス構想の推進

[- 千円]

(目的)

ため池・水路を核とした水辺環境の保全・創造と地域づくりを推進すること。

(内容)

オアシス構想の新たな取組方向の将来像である「大阪の農業・農空間を守り、育てるオアシス」をめざすため、府民とともに、ため池・水路をはじめとする農空間を保全・活用する地域づくりに取り組みます。

地域のコミュニティ（水利組合、自治会、ボランティア等）とともに、府民の自主的な参画のもとで環境保全活動を行うなど、地域に親しまれるため池・水路環境づくりを進めます。

〈2015 年度 of 取組指標〉

地域との協働による水辺の清掃活動や、水生生物の観察会等の環境学習活動の支援



保育園児による北大冠水路ビオトープでの生き物観察

【農政室 06-6210-9591】

■日本万国博覧会記念公園事業（緑地管理業務）

[341,874 千円]

(目的)

大阪北部の市街地内にある大きな緑の拠点として、基本理念である「緑に包まれた文化公園」を実現させるため、良好な管理を実施し、都市の景観形成や地球温暖化防止のための CO₂ 吸収能力の向上、生物多様性の向上を目指す。

(内容)

平成27年度策定予定の「万博記念公園将来ビジョン」に基づき、「人と自然の調和」をテーマに、生物多様性の向上や地球温暖化防止、植物残材のゼロ・エミッションの実現などの取り組みを行いつつ、オオタカやモリアオガエル、ニッポンバラタナゴなど希少生物が生息する公園内の自然環境を保全します。

〈2015 年度 of 取組指標〉

万博記念公園内（258ha）の自然環境を保全

H27年度策定予定の「万博記念公園将来ビジョン」に基づき取組み内容を具体化して実施

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】



万博記念公園の森

[]内の数字は平成27（2015）年度当初予算額

IV その他（横断的施策・事業）

2015 年度の主な施策・事業と取組指標

■環境影響評価

[876 千円]

（目的）

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント業務を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

（内容）

事業者が事業の前に行った環境影響評価及び事後調査の審査を行うとともに、縦覧等の手続きを行います。



事業計画予定地現地調査

<2015 年度を取組指標>

環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導

【参考】2013 年度に縦覧を行ったアセスメント図書 5 件

【環境管理室 06- 6210-9580】

■市町村への権限移譲

[- 千円]

（目的）

府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪府地方分権改革ビジョン（2009 年 3 月）に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。

（内容）

府から移譲した権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行います。



市町村職員を対象にした実務研修

<2015 年度を取組指標>

市町村を対象にした技術的支援

- ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施
- ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ
- ・実務研修の実施（5 回程度）
- ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行（10 回程度）

【環境管理室 06- 6210-9583】

■環境技術コーディネート事業

[648 千円]

(目的)

大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。

(内容)

先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を支援するなど、大阪府内の中小・ベンチャー企業に対し環境分野の技術支援を行います。



おおさかエコテック
ロゴマーク

(このロゴマークは、高い評価を受けた環境技術・製品に使用が認められます。)

<2015 年度 of 取組指標>

- ・おおさかエコテック技術評価 5件
- ・セミナー開催・展示会出展等 3回
- ・メールマガジンの発行 40件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）

[13,939 千円]

(目的)

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。



関西広域連合ロゴマーク

(内容)

地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施します。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、節電のはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めます。また、広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、カワウ対策検証事業や捕獲手法の開発検討を実施するとともに、ニホンジカについても、被害状況の把握や広域的な対策の検討、モデル地域での実践を行います。

<2015 年度 of 取組指標>

(温暖化対策)

- ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。
- ・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

(生態系の保全)

- ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる
- ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

【新エネルギー産業課 06-6210-9296】

【地域主権課 06-6941-1705】

■環境マネジメントシステムの推進

[12 千円]

(目的)

府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。

(内容)

「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちようエコ課計簿を活用して、PDCA サイクルをまわすなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組みます。

<2015 年度 of 取組指標>

- ふちようエコ課計簿を活用した所属単位での取組みの促進
- 内部環境監査実施所属数（25 所属程度）
- モットキット通信による職員への取組み周知



内部環境監査の様子

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

[]内の数字は平成 27（2015）年度当初予算額

(参考)部局別環境関連予算一覧

(単位:千円)

部局名	2015 年度	2014 年度	増減
政策企画部	26,210	26,169	41
総務部	20,095	20,790	▲ 695
財務部	0	2,772	▲ 2,772
府民文化部	473,261	150,344	322,917
健康医療部	46,567	41,891	4,676
商工労働部	75,730	3,902	71,828
環境農林水産部	3,805,463	3,395,576	409,887
都市整備部	53,923,051	50,328,801	3,594,250
住宅まちづくり部	292,893	65,477	227,416
教育委員会	18,690	18,919	▲ 229
警察本部	5,166,611	5,430,718	▲ 264,107
計	63,848,571	59,485,359	4,363,212